

政治の枠組みが変わり

菅義偉首相の誕生、合流新党・立憲民主党の結成、新生・国民民主党の結成など、政治の枠組みは大きく変わった。憲法の憲法改正問題について、どのように考えればよいか。以下で私見を披露させていただきます。

第1に、憲法審査会の審議の実情に目を向ける必要がある。衆参両院の憲法審査会の審議が開始したのは、平成23(2011)年10月のことである。

それから約9年がたつ。その間、平成23年度から令和元年度までに消費された経費は、衆議院で約13億4000万円、参議院で約10億2600万円、合計で約23億6600万円にのぼる。いったい、これだけ多額の国費を使って何か目に見える結果が出たのだろうか。ナッシングである。とくに参議院憲法審査会は、平成30年2月以来、2年半以上、実質的な審議がおこなわれていない。

業を煮やした日本維新の会の松沢成文議員は、今年6月、同院憲法審査会の林芳正会長に対する不

新政権発足で問われる憲法改正

信任動議を提出した。いわく「このままでは国民の負託に答えられないばかりか、参議院の存在意義すら問われる異常事態と言わざるを得ません。審査会の開催自体を拒否することは、国会議員としてあるまじき行為であり、国民への背信行為に他なりません。審議拒否する会派は、委員の資格を返上すべきです」。

まったく同感である。この動議は否決されたが、責任は審査会長一人に帰せられるのではなく、審査会全体が負うべきであろう。

第2に、国民投票法改正案を早急に処理すべきである。同改正案は、①個人情報保護の②職権内やショッピングセンターでの投票など7項目からなり、その有益性と簡便さは一見して明白である。平成30年6月に改正案が提出されて以来、6国会にわたり審議されていらないという異常さが是正されなければならない。

正論



駒沢大学名誉教授 西修

世界の常識と隔たる

第3に、すでに各党ででき上がっている改正草案を審査会に提出する具体的な作業を進めることである。

平成28年3月24日に発表された日本維新の会の憲法改正原案は、

- ①現行の26条を改正し、教育の機会均等と学校教育の無償化を加える
②現在の第8章「地方自治」を「地域主権」に改め、国の統治機構を改革する③もっぱら法令などの憲法への適合性を審査する憲法

裁判所を新設する④の3点を内容としている。

それから4年半を経過した今日、何かつけ加える条文があるか、あるとすれば、どんな条文になるのか、検討する必要がある。

自民党は、平成30年3月24日、「条文イメージ(たたき台案)」を公にした。①自衛隊の明記②国家緊急事態対処条項の新設③参議院の合区解消と地方公共団体の再編④教育充実のための教育環境の整備⑤の4項目をかけた

いる。文字通り、「たたき台案」の域を出していない。たとえば、自衛隊の明記については、従来の政府解釈との不整合性など、不完全性は否めない。国家緊急事態対処措置として、コロナ禍を機に「深刻な感染症」を加えたらどうかという意見が出されている。

ドイツ憲法は、住居の不可侵と移転の権利が「感染症の危険がある場合」には制限され得るとの規定がある。

私が本欄で何度か述べたように、国家緊急事態対処条項を憲法に導入するのは「世界の常識」であることを確認しておきたい。

自民党には、自衛隊の明記と国家緊急事態対処条項新設の2つに絞って、条文を精査したうえで完全版の原案提出が求められる。

国民民主党の玉木雄一郎代表は、9月15日の結党大会で「私たちは憲法審査会の審議を拒否することはない。国会での議論を牽引していくことを強調し、「年内には時代を先取る憲法改正案を世

に問いたい」と述べた。玉木氏は、独自の改正案を考えているようで、興味が引かれる。

第4に、憲法審査会に否定的な立場をとってきた政党がいかなる態度をとるのか。立憲民主党の枝野幸男代表は、「安倍晋三首相のもとの憲法改正を絶対に阻止する」と公言し、実際、憲法審査会における審議阻止の主役を演じてきた。

安倍首相が去ったあと、審議に参加するのかが、党の代表選挙に立候補した国民民主党所属だった泉健太氏は「提案型の野党第一党をめざす」と主張していた。同氏を政調会長に据えた枝野氏が憲法審査会といかに向き合つたのか。

「護憲」を唱え、「憲法審査会を動かさない」と明言している共産党は、本来、天皇の存在に反対するなど、護憲の主張が欺瞞的であることを、多くの国民は見透かしている。

憲法改正は、国民主権の具体的な表れである。どの政党が国民主権を本心に大切にしているのか、おのずから明らかになる。(にし おさむ)